

平成 27 年 4 月 1 日

訓令乙第 8 号

改正 平成 30 年 3 月 1 日訓令乙第 48 号

(設置)

第 1 条 白石町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 1 条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、白石町まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 白石町における人口の現状と人口の将来展望に関する人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) 総合戦略の効果検証に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 産業の関係者
- (2) 教育機関の関係者
- (3) 金融機関の関係者
- (4) 労働団体の関係者
- (5) 報道機関の関係者
- (6) 公募による者
- (7) 白石町副町長
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び会長代理者)

第5条 推進会議に会長を置き、白石町副町長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、白石町企画財政課長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月1日訓令乙第48号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。